



草加市監査委員告示第7号

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（公表）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した令和元年度定例監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、令和2年4月7日付けで草加市長から通知があったため、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年4月14日

草加市監査委員 中村 幸彦

草加市監査委員 切敷 光雄

監査の結果に関する報告（令和2年3月19日 草監第336号）

1 対象部局

都市整備部 みどり公園課

2 監査結果及び措置状況

指摘内容	措置状況
契約行為に係る事務手続の不備について 契約行為に係る事務手続において、競争入札が必要な契約案件のうち、競争入札の執行を行わず随意契約（公募型簡易競争契約）にて契約締結し、かつ専決区分が誤っているものが見受けられました。市が行う契約行為は、競争性及び透明性等を確保することが大原則であり、市民への説明責任を果たすため、適正かつ正確な事務処理を行ってください。	初めに、定例監査講評後の令和2年2月の朝礼にて、今回の指摘事項についての内容及び発生原因について、課員へ説明及び再発防止について徹底を図りました。 次に、3月の課内会議にて課員へ専決区分、契約方法等について理解の習熟を図るとともに、OJTにて適切な事務の執行を行えるよう周知いたしました。 さらに、課長以下の管理職において確認を徹底し業務の履行を行うことにより、適切な事務の執行に努めております。